

苫前町新日本海地域交流センター指定管理者
選定に関する公募型プロポーザル審査基準

苫 前 町
令和 8 年 1 0 月

苫前町新日本海地域交流センター指定管理者選定に関する公募型プロポーザル 審査基準

第1 総則

苫前町新日本海地域交流センター指定管理者選定に関する公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、苫前町新日本海地域交流センター指定管理者の選定にあたり、応募者を適正に選定するための基準を示したものである。

なお、この審査基準は、苫前町新日本海地域交流センター指定管理者公募要項（以下「要項」という。）その他苫前町（以下「町」という。）が、指定管理者の選定に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

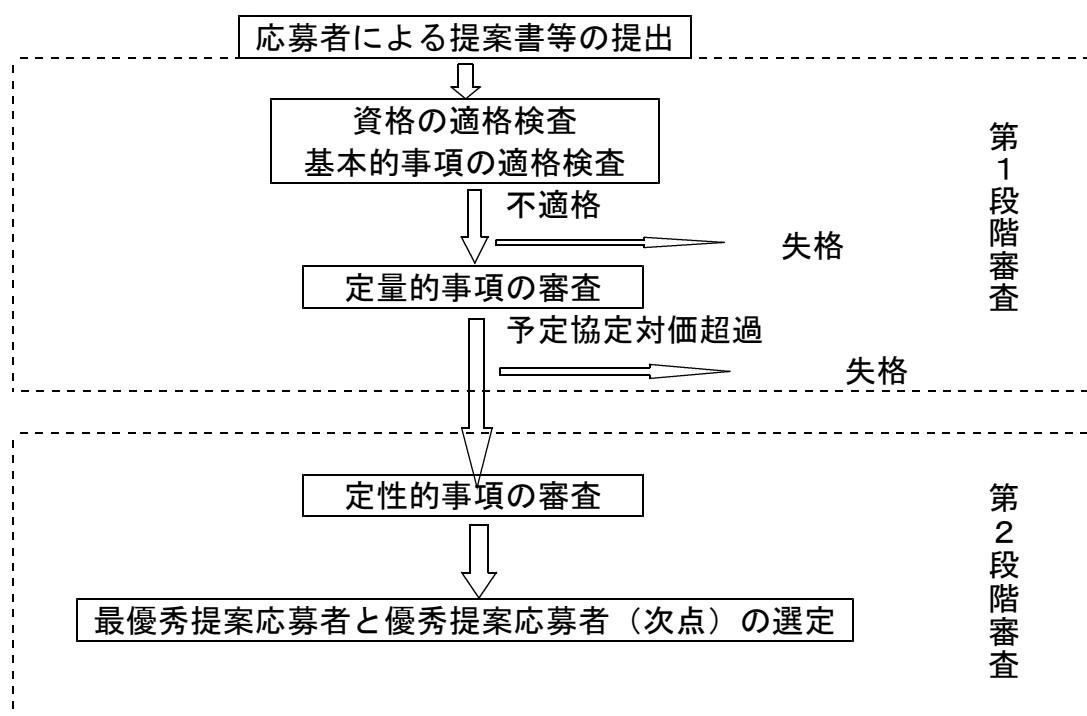
第2 提案の審査

審査は、応募者から提出された提案書等に対して2段階に分けて実施する。

なお、第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は、失格とする。

第1段階審査は、町において審査することとし、第2段階審査は、苫前町公の施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査する。

なお、第2段階審査に当たっては、提案内容の確認のために、応募者によるプレゼンテーションを予定しているが、日時、場所、内容等については応募者に別途通知する。



※ 町において、資格、基本的事項の適格を審査し、適格審査に適合し、かつ、予定協定対価の定量的事項審査において予定協定対価以内の提案についてのみ、評価委員会において定性的事項の審査を行い、その合計で最優秀提案応募者と優秀提案応募者（次点）を選定する。

第3 審査項目と配点

(1) 第1段階審査（町による審査）

① 適格審査（申請資格の適格審査）

要項要件を満たしていない場合は失格とする。（適格・失格）

② 定量的事項の審査（60.0）

公の施設の管理経費の縮減に関する評価（提案協定対価に関する評価） 60.0
ただし、町の予定協定対価を超えている提案は、失格とする。

注）提案協定対価とは、申請者が提出した「収支計画書（様式7）」の提案協定対価の額

(2) 第2段階審査〔定性的事項の審査〕（評価委員審査）（90.0）

① 公の施設として利用者の平等な利用の確保に関する評価 10.0

ア 施設の設置目的の理解に関する評価〔5.0〕

イ 平等な利用の確保に関する評価〔5.0〕

② 施設の効用の最大限の発揮に関する評価 25.0

ア 利用者の増加に関する評価〔5.0〕

イ 利用者に対するサービスの向上に関する評価〔10.0〕

ウ 施設の適切な管理運営に関する評価〔10.0〕

③ 施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力に関する評価 35.0

ア 収支計画の内容に関する評価〔5.0〕

イ 安定的な運営が可能な人的能力に関する評価〔10.0〕

ウ 安定的な運営が可能な経営基盤に関する評価〔10.0〕

エ 類似施設の運営実績に関する評価〔10.0〕

④ 地域住民の雇用及び地域経済効果に関する評価 20.0

ア 地域住民の雇用に関する評価〔10.0〕

イ 地域経済効果に関する評価〔10.0〕

第4 第1段階審査の審査項目と評価方法

第1段階審査では、次の審査項目について、各要件の適否を確認し、要件を満たしていない場合は、失格とする。失格となった場合には、第2段階審査は実施しない。

なお、第1段階審査の適否についてプレゼンテーション実施前に応募者（代表企業等）へ通知する。

（1） 適格審査

要項に示す応募資格要件を満たしていることを確認する。審査の結果、不適格となった場合は失格を原則とするが、応募者が、町の指定する期間内に代表者及び役員の制限に抵触した者を除外し、かつ、除外しても応募に伴う全ての要件を満たすための手当を行い、その内容を町が承諾した場合は、当該応募者を失格にしないものとする。

（2） 定量的事項の審査及び評価方法（配点：60.0）

定量的事項の審査では、提案された協定対価を適正に評価するため、次の式により算出した値を応募者の得点とする。町の予定協定対価以内の提案を行った応募者の得点は、次の算定式により計算した結果について小数点第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求める。（端数処理は計算過程においても同様とする。）

【得点算定式】

$$\text{得点} = \text{基準配点 (60)} \times C/A \times \{(-1.5 \times C/B + 2.2) - (A/B - C/B)\}$$

A：【採点の対象となる提案協定対価価格】

B：【予定協定対価】

C：【応募者のうち最も低額な協定対価】

（3） 予定協定対価

指定期間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）における予定協定対価は、448,450,000円とする。

第5 第2段階審査の審査項目と評価方法

第2段階審査では、定性的事項について、次の審査方法に従い、各提案の採点を行う。

（1） 定性的事項の審査及び評価方法（配点：90.0）

定性的事項の審査については、（2）～（5）の各項目により、次の①～⑤の区分で評価を行い、個々の配点枠に各区分の数値を乗じたものを各項目の得点とする。

ただし、配点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

① 特に優れている	1.00
② 優れている	0.80
③ 現実的で良好	0.60
④ やや不十分	0.40
⑤ 不十分	0.20

(2) 公の施設として利用者の平等な利用の確保に関する評価 (配点：10)

(主な評価事項)

- ・ 施設を設置した目的を理解しているか。
- ・ 施設の設置目的の達成のためのコンセプト等は明確か。
- ・ 公共施設として住民利用の制限、優遇など差別的取扱いのおそれがないか。

(3) 施設の効用の最大限の発揮に関する評価 (配点：25)

ア 利用者の増加に関する評価

(主な評価事項)

- ・ 利用者にとって利用しやすい施設運営であるか。
- ・ 利用者の利便性を高め、利用を増進させる工夫があるか。

イ 利用者に対するサービスの向上に関する評価

(主な評価事項)

- ・ 施設の設置目的を理解し、その効用を発揮するための工夫はあるか。
- ・ 利用者に対するサービス向上の工夫はあるか。
- ・ 利用者の要望や意向が施設の管理運営に取り入れられる工夫があるか。

ウ 施設の適切な管理運営に関する評価

(主な評価事項)

- ・ 公共施設の管理運営を民間が担うという指定管理者制度の意義を理解しているか。
- ・ 管理運営の提案は、具体的かつ実現可能性があるか。
- ・ 施設の運営を安全に行える体制になっているか。

(4) 施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力に関する評価 (配点：35)

ア 収支計画の内容及び実現性に関する評価

(主な評価事項)

- ・ 収入、支出の積算と業務計画の整合性は図られているか。
- ・ 収支計画は具体的かつ実現可能か。

イ 安定的な運営が可能となる人的能力及び経営基盤に関する評価

(主な評価事項)

- ・ 施設を管理運営するための人的能力、組織体制があるか。
- ・ 従業員の雇用方法や処遇が適切か。
- ・ 応募者は経済的（資産、経営収支等）に安定しているか。
- ・ 施設の管理運営に対する意欲はどうか。

ウ 類似施設の運営実績に関する評価

- ・ 施設の管理運営に関する実績、ノウハウはどうか。

(5) 地域住民の雇用及び地域経済効果に関する評価 (配点：20)

(主な評価事項)

- ・ 地域住民の雇用拡大が配慮されているか。

- ・ 地産地消、地元調達が配慮され、公の施設の管理運営が地元経済への波及効果を期待できるか。

第6 最優秀応募提案者等の選定方法

定量的事項の審査と定性的事項の審査の合計により、最高得点の者を最も優れた提案を行った応募者として、最優秀応募提案者、次点を優秀応募提案者として選定する。

ただし、定量的事項の審査と定性的事項の審査の合計が、最高得点で複数ある場合は、定性的事項の審査について最高得点と評価した委員数の多い者を最優秀応募提案者、次点を優秀応募提案者とする。

なお、最高得点と評価した委員の数が同数の場合は、各委員協議の上、再度、評価を行い、最も良いと思われる提案について多数決により最優秀応募提案者及び優秀応募提案者を選定する。

新日本海地域交流センター指定管理者審査基準

段階	選定項目		審査項目	内容	配点	
第1	適格審査			(資格要件を満たしていない場合は失格)		—
	定量的事項の審査	公の施設の管理経費の縮減が図られることに関する評価(手続条例第4条第4号)	予定協定対価に関する審査	町の予定協定対価を下回っているか		60
				提案協定対価の得点		
				(予定協定対価を超えた場合は失格)		
第2	定性的事項の審査	住民の平等な利用の確保に関する評価(手続条例第4条第1号)	施設の設置目的に関する理解	施設の設置目的を理解しているか	5	10
				施設の設置目的を達成するためのコンセプトは明確か		
			平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	差別的な取扱いのおそれはないか	5	
				事業等の内容に偏りはないか		
		公の施設の効用を最大限に発揮することに関する評価(手続条例第4条第2号)	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	利用しやすい施設運営ができるか	5	25
				利用を増進させる工夫があるか		
			サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	施設の設置目的を理解し効用を発揮する工夫があるか	10	
				サービス向上のための取組内容は適切か		
				利用者の要望を取り入れることができるか		
				全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか		
			施設の管理運営の内容及び実現の可能性	指定管理者制度の意義を理解しているか	10	
				管理運営の提案は具体的かつ実現可能か		
				運営管理を効率的かつ安全に行うことができるか		
		管理を安定して行う人員及び財政的基盤に関する評価(手続条例第4条第3号)	収支計画の内容及び実現の可能性	収入、支出の積算と業務計画の整合性は図られているか	5	35
				収支計画の具体的かつ実現可能か		
			安定的な運営が可能な人的能力	管理運営の人的能力、組織体制があるか	10	
				職員採用、確保の方策は適切か		
				職員の指導育成、研修体制は十分か		
			安定的な運営が可能な経営基盤	経済的(資産、経営収支等)に安定しているか	10	
				管理運営に対する意欲はあるか		
			類似施設の運営実績	施設の管理運営に関する実績、ノウハウがあるか	10	
		地域住民の雇用及び地域経済の振興に関する評価(手続条例第4条第5号)	地域住民の雇用機会を確保するための具体的計画	地域住民の雇用が促進されるか	10	20
			地域経済の振興に寄与するための具体的取り組み内容	地域経済への効果が期待できるか	10	
						150